

# 経験が少ない柔道整復師に対する有害事象についてのアンケート調査

A survey of accident case for inexperienced judo therapist

体育学部健康科学科

畑島 紀昭

HATASHIMA, Noriaki

Department of Health Science

Faculty of Physical Education

**要旨：**経験の少ない柔道整復師に、インシデントや有害事象の状況と整体手技等の有害事象の影響を把握するため調査を行った。経験の少ない柔道整復師の36.7%がインシデントを経験し、11.7%が有害事象の経験が決して少なくはない現状であった。整体、カイロプラクティック、矯正を実施している接骨院と実施していない接骨院で比較したが有意な差はみられなかった。しかし、実施している接骨院に多く発生している傾向を示した。インシデントや有害事象を防止するために、養成校卒業後の研修などを業界全体で実施していく必要性が考えられた。

**キーワード：**アクシデント、インシデント、整体

## I. はじめに

医療従事者であればヒヤリハットやインシデント、有害事象やアクシデントなどの言葉を養成課程で教育を受ける。ヒヤリハットやインシデントは『医療事故にはならなかったが、一歩間違えると事故に繋がる出来事』などのヒヤッとした体験であり、有害事象やアクシデントは『医療事故』を意味する言葉である。

独立行政法人国民生活センター（2013）では接骨院で発生した危害相談について報告されている。その件数は5年間で112件報告されており、接骨院で発生している有害事象は決して少なくはない。また、同報告には法的な資格制度がない施術である整体、カイロプラクティック、矯正（以下、整体手技等）という語句を含む相談を合わせると366件報告され、その中では整体が240件と最も多くの危害相談がされている。

接骨院でも整体手技等を看板やインターネット上の広告で見かけることがあり、接骨院で実施した整体手技等の施術が原因の危害相談が隠れている可能性が考えられる。

近年、柔道整復師は増加傾向にある。1998年に福岡地方裁判所で柔道整復師養成施設不指定処分取消請求事件の判決により、柔道整復師養成校が新設できるようになった。

厚生労働省の報告では2018年度には73,017人の柔道整復師が存在し、前年よりも4,897人増加している。

また、それに伴い2018年度は接骨院も増加し、50,077件の接骨院が存在しており、前年よりも2,053院増加している。

柔道整復師が増加する中で教育について検討が行われている。2017年3月31日に公布された柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令でカリキュラムの改定が行われた。以前と比較し柔道整復師の臨床現場実習が増加したカリキュラムとなっている。また、他の授業の単位数も増加したことから、卒業前の教育の厚みが増している。

卒業後の教育は柔道整復師研修試験財団が柔道整復師卒業後臨床研修を実施していた。この研修は柔道整復師養成校を卒業した柔道整復師全員が参加するものではなく、参加については任意となっていた。また、現在では柔道整復師卒業後臨床研修は2017年度を最後に実施されておらず、柔道整復師を取得したばかりの者に対しての研修や教育は十分に行えていない現状にある。

医療に関わる者であれば誰でも有害事象を起こすことが考えられ、生じないためには技術や知識の向上に努める必要がある。柔道整復師に関しては卒業後研修制度が不十分で、働きながら技術や知識を習得していくことになり、臨床現場で経験を積むことと、個人の努力に依存した形になっていることが、インシデントや有害事象の発生につながっている可能性が考えられる。

以上のことから、経験の少ない柔道整復師に、勤務に関わるヒヤリハットやインシデント、有害事象の状況と、整体手技等の影響を把握するため調査することとした。

## II. 方法

### 1. 対象

柔道整復師として経験の少ない者を対象とするために、K大学K学科の卒業生123名を対象にした。K大学K学科の卒業生は2015年度から輩出されているため、柔道整復師としての経験は約3年となる。

### 2. 調査方法

Googleフォームを利用したwebベースのアンケートを作成し調査を実施した。調査期間は2019年7月5日～7月19日とした。同意については、アンケートの前文に同意についての旨を記載し、アンケートの送信をもって同意とした。

### 3. アンケートについて

アンケートは無記名式で行った。内容については①回答者プロフィール、②整体手技等の実施の有無、③施術によるインシデントの経験、④施術による有害事象の経験、⑤有害事象の経験症状についてとした。⑤有害事象の経験症状については、施術による有害事象の経験があると回答した柔道整復師に複数回答で行った。

### 4. データの表記

データは、その項目に対する回答者数の全数で除した値(%)で表した。

### 5. 解析方法

統計学的検討については整体手技等実施の有無から2群に分け、カイ二乗独立性の検定を行った。統計ソフトはMicrosoft Excelのアドインソフトエクセル統計®(株)社会情報サービス)を用いて行い、有意水準は5%未満とした。

## III. 結果

### 1. アンケートの回収率と回答者のプロフィール

アンケートの回収率は48.8%(60名/123名)で、回答者の性別は60名のうち、男性は73.3%(44名)、女性は26.7%(16名)であった。年齢は平均23.5±1.1歳、

男性23.6±1.2歳、女性は23.3±1.0であった。免許取得後年数は平均1.6±1.2歳、男性1.6±1.2歳、女性は1.3±1.3であった。

### 2. 整体、カイロプラクティック、矯正の実施の有無について

整体手技等の実施の有無については60名のうち、実施しているのは65.0%(39名)、実施していないのは21名(35.0%)で半数以上の院が実施している手技であった。

### 3. 施術によるインシデントと有害事象の経験

施術によるインシデントの経験についてはアンケート回答者60名のうち36.7%(22名)が経験をしていた。

整体手技等を実施している柔道整復師については39名のうち、インシデントを経験しているのは41.0%(16名)、インシデントを経験していないのは59.0%(23名)であった。整体手技等を実施していない21名のうち、インシデントを経験しているのは28.6%(6名)、インシデントを経験していないのは71.4%(15名)で、整体手技等を実施している柔道整復師の方がインシデントを経験している結果になった(図1)。

施術による有害事象の経験についてはアンケート回答者60名のうち11.7%(7名)が経験をしていた。

整体手技等を実施している柔道整復師については39名のうち、有害事象を経験しているのは15.4%(6名)、有害事象を経験していないのは84.6%(33名)であった。整体手技等を実施していない21名のうち、有害事象を経験しているのは4.8%(1名)、有害事象を経験していないのは95.2%(20名)で整体手技等を実施している柔道整復師の方が有害事象を経験している結果になった(図2)。

統計学的検討は、整体手技等の実施有無から分けた2群で、インシデントと有害事象の経験について行ったが有意な差はみられなかった。

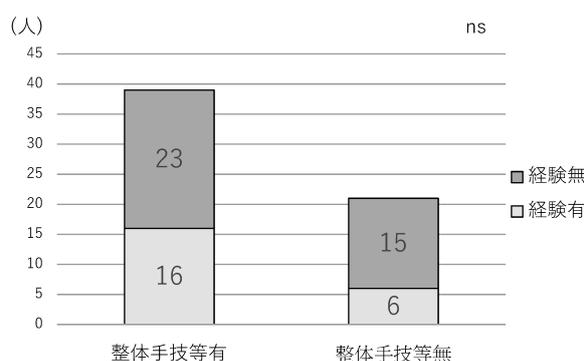


図1 インシデントの経験

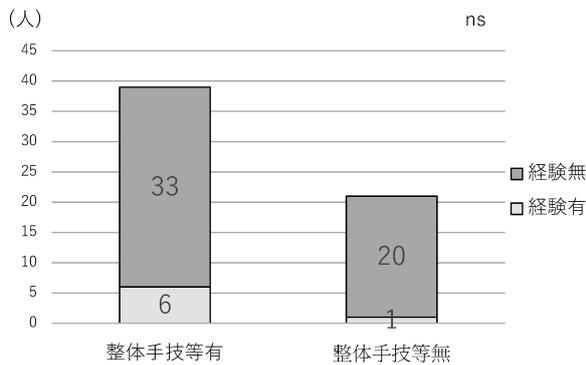


図2 有害事象の経験

#### 4. 有害事象の経験症状について

有害事象の経験症状については表1に示す。経験した内容は、「症状の悪化」が5件と最も多く、次いで「気分不良」が4件であった。経験した内容の中に「気胸」という回答もみられ、緊急度が高い症状も含まれていた。

表1 有害事象の内容

有害事象	件数
症状の悪化	5
気分不良	4
皮下出血	3
微少出血	2
脳貧血・失神	2
気胸	1
捻挫	1
筋・腱の損傷	1
発熱	1

#### IV. 考察

本研究は経験の少ない柔道整復師のインシデント、や有害事象の状況と整体手技等の影響を把握するため調査を行った。

インシデントは約35%の経験の少ない柔道整復師が経験している結果となった。竹内ら（2003）は病院内で発生したインシデントの88%が経験年数1年以内の者だったと報告し、新人教育を徹底することが必要であると述べている。本研究では病院で発生したインシデントの報告よりも少ないが、35%の経験の少ない柔道整復師がインシデントを経験していることは決して少なくはない現状である。柔道整復師は増加傾向にあることから新人教育を徹底する必要があり、柔道整復師業界全体でインシデントや有害事象を防止するため一貫性のあるプログラムを検討し、卒業後の研修などを実施していく必要があると考える。

有害事象の経験は約10%の経験の少ない柔道整復師

が経験している結果となった。鍼灸師を対象とした有害事象の調査で1,292人の鍼灸師が回答した中で最も多い有害事象は「皮下出血」で65.8%（852件）と報告されている（新原ら，2012）。本研究よりも鍼灸師の有害事象発生率は高い結果であったが、鍼灸師は鍼や灸などを使用し行う施術であるために伴う有害事象の発生が多くなると考えられる。鍼灸施術による有害事象の報告よりも本研究は低いが、柔道整復師の施術でも有害事象が発生していることを認識し、日々の施術を行う必要がある。

本研究は柔道整復師を対象に行ったが、新原ら（2014）は整形外科医にアンケート調査を行い、鍼灸施術の有害事象について調査を行っている。その調査では鍼灸施術に関連した有害事象患者を診察したことのある医師は21.9%だったと報告している。鍼灸師と同様に開業権がある柔道整復師は、接骨院での施術が原因の有害事象が鍼灸施術と同様に医師の診察を受けていることも考えられる。接骨院で発生した有害事象がすぐに出現する症状ばかりではなく時間差で出現する症状も考えられる。その場合、問い合わせなどなく病院の診察を受ける患者が存在する可能性がある。したがって柔道整復師が行った施術が原因で発生した有害事象の全ては把握できず、隠れた有害事象の存在を考慮しておく必要がある。

柔道整復師に向けて発刊されている柔道整復師のための医療安全学（2011）の中にハインリッヒの法則が紹介されている。インシデントが300件あると、軽度の有害事象が29件、重大な有害事象が1件発生すると考えられている。本研究の有害事象の件数から考えると、臨床現場ではもっと多くのインシデントが発生していることも考慮しておくべきであろう。

整体手技等の実施から2群に分けて検討を行ったが有意差はみられなかった。しかしインシデントの発生数も有害事象の発生数も整体手技等を実施している柔道整復師に多い傾向を示した。独立行政法人国民生活センター（2013）の報告に接骨院で発生した危害相談件数は5年間で112件とされていたが、その中には整体手技等の施術が影響していることが考察される。消費者庁（2017）は整体手技等の法的資格制度のない医療類似行為の手技を受ける際の注意点事項を上げて啓蒙している。その背景には多くの有害事象が発生している状況と治療期間が1か月以上になる重症の有害事象が全体の16%も発生しているからである。柔道整復師は国家試験を受験し取得できる資格で、あり一定の知識を取得しているが、行っている手技のリスクを把

握し、適切に患者に提供することが大切である。

有害事象を経験した柔道整復師の有害事象の内容に様々な症状がみられた。鍼灸臨床の有害事象の調査(新原ら, 2012)でも、様々な症状が報告され鍼施術で「皮下出血」最も多い結果であった。本研究で最も多い有害事象が「症状の悪化」で、資格の違いより最も経験する有害事象に違いがあり、それぞれの資格で対策を考える必要が考察された。また「気胸」という回答もみられ、気胸の程度にもよるが早急に対処しなければならない疾患も含まれ、対応するにあたり様々な知識が必要となる。

柔道整復師が年々増加していることや、経験の少ない柔道整復師にインシデントや有害事象が発生していること、また特に整体手技等を行う接骨院にインシデントや有害事象の経験が多いことから卒業後研修などを柔道整復師業界全体で力を入れ、取り組んでいくことが今後重要であると考えられた。

## V. 結語

本研究は経験の少ない柔道整復師のインシデント、や有害事象の状況と整体手技等の影響を把握するため調査を行った。

経験の少ない柔道整復師は約35%がインシデントを経験し、有害事象は約10%が経験していた。

インシデントや有害事象は整体手技等を実施している接骨院と実施していない接骨院の2群で比較したが有意な差はみられなかった。しかし、整体手技等を実施している接骨院は実施していない接骨院よりもインシデントも有害事象も発生数は多い傾向を示していた。

以上のことから柔道整復師業界全体で力を入れ、卒業後の研修などに取り組んでいくことが今後重要であると考えられた。

## VI. 参考文献

独立行政法人国民生活センター (2013) : 「手技による 医業類似行為の危害 - 整体, カイロプラクティック, マッサージ等で重症事例も -」 報道発表資料  
竹内仁司, 金崎洋子ら (2003) : インシデント報告からみた誤薬予防対策, 国立医療学会誌 57 (9), 558-562  
櫻井康司, 田淵健一ら (2011) : 柔道整復師のための 医療安全学, 南江堂

消費者庁 (2017) : 「法的な資格制度がない医業類似行為の手技による施術は慎重に」

新原寿志, 小笠原千絵ら (2012) : 鍼灸臨床における有害事象に関するアンケート調査 : 国内の開業鍼灸院を対象として, 全日本鍼灸学会雑誌 62 (4), 315-325

新原寿志, 長岡里美ら (2014) : 整形外科医を対象とした鍼灸に関連した有害事象患者の診療経験に関するアンケート調査, 全日本鍼灸学会雑誌 64 (1), 54-64